

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税の賦課徴収、調査等 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、地方税の賦課徴収、調査等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

取得した特定個人情報については、施錠できるキャビネットで保管し盗難や紛失の防止に努めるとともに不要な文書についてはシュレッダーによる裁断を行う。また、特定個人情報を含む事務の一部を外部委託していることから、特定個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結し情報漏えいを防止する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム4	
①システムの名称	住民税課税支援システム(税務LAN)
②システムの機能	(機能1)申告記録の登録 住民税申告の内容を記録し、税額を計算する。 (機能2)申告書の印刷 住民税申告に際して、入力した内容をもとに申告書を印刷する。 (機能3)情報連携 申告記録を国税のシステムに提供し、又は提供を受ける。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	Acrocity総合収納管理
②システムの機能	(機能1)照会処理 市税等の収納状況、過誤納状況、コンビニ収納等状況の照会処理を行う。 (機能2)発行処理 納税証明、滞納なし証明、納付書などの発行処理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基幹系システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	Acrocity総合滞納管理
②システムの機能	(機能1)総合収納管理システムからの収納データの取込み (機能2)個別督促状の発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基幹系システム)
システム7	
①システムの名称	Acrocity行政基本システム(宛名システム等)
②システムの機能	(機能1)番号照合 個人番号を格納し、各システムと接続する。また、各システムからアクセスして個人番号の照合をする。 (機能2)宛名管理 住民基本台帳システムと連動し、宛名(送付先)の設定、管理を税目ごとに行う。

3. 特定個人情報ファイル名

Acrocity固定資産税□
Acrocity軽自動車税□
Acrocity個人住民税
税務LAN□
Acrocity総合収納管理□
Acrocity総合滞納管理
Levy2

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課、総務部収納課
②所属長の役職名	総務部税務課長、総務部収納課長

7. 他の評価実施機関

なし

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
Acrocity固定資産税	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産を有する納税義務者、固定資産を有する者の納税管理人又は相続人
その必要性	市税の公平・公正な賦課徴収業務を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	納税義務者の特定と情報連携を行う上で必要なため記録する。 (連絡先等情報) 本人への通知等の送付先として必要なため記録する。 (業務関係情報) 算出した評価額及び税額を課税業務・証明交付業務に利用し、かつ、災害及び生活困窮等による減免判定に必要なため記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（生活福祉課、安心安全課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁、情報提供ネットワークシステム利用機関） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、全国の市区町村、情報提供ネットワークシステム利用機関） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（税務システム、宛名システム等）	
③使用目的 ※	課税標準額の決定又は更正、税額の決定又は更正、納税通知書の送達、減免、税証明書の発行等を行う。	
④使用の主体	使用部署	税務課、収納課、市民課、隼人市民福祉課、各総合支所の地域振興課及び市民生活課、市民サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
⑤使用方法	（課税業務） 名寄せ処理を行う過程の中で、所有者を確定させる手段として特定個人情報を利用することにより、納税義務者の間違いを防止し公正・公平な課税を行う。また、納税通知等が確実に到達するよう他の地方公共団体と情報連携を行う際に利用する。 （証明書等の発行） 納税義務者等から証明発行の申請があった場合に、個人番号カード等で本人確認を行い、証明書を発行する。	
	情報の突合	納税義務者を特定するために、情報提供ネットワークや庁内他部署から入手した情報と課税ファイルにある情報との同一性を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	Acrocity固定資産税システム運用委託	
①委託内容	システムの運用及び保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
----------	---

移転先2～5

移転先6～10

移転先11～15

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

(霧島市における措置)

データ媒体の保管は、入退室が制限されるデータセンター、情報政策課内マシン室内及び税務課執務室内のサーバーに保管し、ID及びパスワードがなければアクセスできないようにする。紙媒体の保管は、鍵付の執務室内の文書棚に保管し、保存開始から2年を経過したものは、施錠可能な集中書庫に保管する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
Acrocity軽自動車税	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	軽自動車等を有する納税義務者、軽自動車等を有する者の相続人
その必要性	市税の公平・公正な賦課業務を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	(識別情報) 個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 (連絡先等情報) 賦課期日時点の居住地や世帯情報及び転出者の送付先の把握、申請書等の内容確認を行い、納税通知書等を発送するために保有する。 (業務関係情報) 所有する軽自動車税の税額を確認したり、軽自動車税の課税免除に係る審査の際に障害者福祉関係情報を照合するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (全国の市区町村、情報提供ネットワークシステム利用機関) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (税務システム、宛名システム等)	
③使用目的 ※	課税標準及び税額の決定又は更正、納税通知書の送達、課税免除、税証明書の発行等を行う。	
④使用の主体	使用部署	税務課、収納課、市民課、隼人市民福祉課、各総合支所の地域振興課及び市民生活課、市民サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	(税額の決定) 各軽自動車等の所有者を登録し、税額計算を行う。 (納税通知書の送付) 納税通知書の返戻があった場合に、他市町村の住所を確認するために情報連携を行う。 (軽自動車税の課税免除) 納税義務者等から課税免除申請があった場合に、課税免除の決定を行う。 (納税証明発行) 納税義務者等から証明発行の申請があった場合に、個人番号カード等で本人確認を行い、証明書を発行する。	
	情報の突合	納税義務者を特定するために、情報提供ネットワークや庁内他部署から入手した情報と課税ファイルにある情報との同一性を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	Acrocity軽自動車税システム運用委託	
①委託内容	システムの運用及び保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無

[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件

[] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

(霧島市における措置)

データ媒体の保管は、入退室が制限されるデータセンター、情報政策課内マシン室内及び税務課執務室内のサーバーに保管し、ID及びパスワードがなければアクセスできないようにする。紙媒体の保管は、鍵付の執務室内の文書棚に保管し、保存開始から2年を経過したものは、施錠可能な集中書庫に保管する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
Acrocity個人住民税、住民税課税支援システム(税務LAN)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者、個人住民税の納税義務者の納税管理人又は相続人
その必要性	市税の公平・公正な賦課業務を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<p>(識別情報) 対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。</p> <p>(連絡先等情報) 賦課期日時点の居住地や世帯情報、転出者の場合に送付先を把握し、申請等の内容の確認し、税額通知書等を発送するために保有する。</p> <p>(業務関係情報) 国税関係情報は、対象者の確定申告書に係る情報に基づき、市民税・県民税額の算出を行うために保有する。 地方税関係情報は、対象者の課税の元となる所得・控除情報及びその他課税に関する情報を管理するために保有する。 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働者関係情報は、保険料、介護保険料等の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有する。 障害者福祉関係情報は、障害者情報に基づき、非課税者の抽出、控除額の算出を行うために保有する。 生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、控除額の算出を行うために保有する。 年金関係情報は、対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、市民税・県民税額の算出を行うために保有する。 災害関係情報は、罹災情報に基づき、減免申請の審査を行うために保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課、長寿介護課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、情報提供ネットワークシステム利用機関) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、全国の市区町村、情報提供ネットワークシステム利用機関) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (税務システム、宛名システム等)	
③使用目的 ※	課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、納税通知書の送達、減免、税証明書の発行等を行なう。	
④使用の主体	使用部署	税務課、収納課、市民課、隼人市民福祉課、各総合支所の地域振興課及び市民生活課、市民サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法	(課税標準の決定) 住民税課税支援システム(税務LAN)とAcrocity個人住民税の個人番号を突合し、課税データをAcrocity個人住民税へ移行する。 (税額の決定) 住民税課税支援システム(税務LAN)課税データを基に、Acrocity個人住民税において再度税額計算を行う。 (納税通知書の送付) 納税通知の返納があった場合に、他市町村の住所を確認するために情報連携を行う。 (個人住民税の減免) 納税義務者から減免申請があった場合に、生活福祉課に生活保護の有無を確認する。 (所得課税等の証明発行) 納税義務者等から証明発行の申請があった場合に、個人番号カードで本人確認を行い、証明書を発行する。	
	情報の突合	納税義務者を特定するために、情報提供ネットワークや庁内他部署から入手した情報と課税ファイルにある情報との同一性を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	Acrocity個人住民税システム運用委託	
①委託内容	システムの運用及び保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

(霧島市における措置)

データ媒体の保管は、入退室が制限されるデータセンター、情報政策課内マシン室内及び税務課執務室内のサーバーに保管し、ID及びパスワードがなければアクセスできないようにする。紙媒体の保管は、鍵付の執務室内の文書棚に保管し、保存開始から2年を経過したものは、施錠可能な集中書庫に保管する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
Acrocity総合収納管理口 Acrocity総合滞納管理 Levy2	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	税の課税対象者
その必要性	市税の公平・公正な徴収業務を行う上で、税の賦課状況、収納状況及び滞納状況を把握するため、特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	(識別情報) 個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 (連絡先等情報) 賦課期日時点の居住地や世帯情報、転出者の場合に送付先を把握し、申請等の内容の確認し、税額通知書等を発送するために保有する。 (業務関係情報) 地方税関係情報は、市税の賦課による調定・収納を管理するために保有する。 収納業務関係情報は、納税義務者の口座、証明発行、過誤納金の還付・充当を管理するために保有する。 滞納整理関係情報は、滞納整理の進捗管理、財産調査、滞納処分のために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、情報提供ネットワークシステム利用機関) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県及び全国の市区町村、情報提供ネットワークシステム利用機関) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関、生命保険会社、給与支払者、その他滞納者に債務のある法人・個人) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (税務システム、宛名システム等)	
③使用目的 ※	納税義務者を特定し、納税義務者等の収納管理、滞納整理を行う。	
④使用の主体	使用部署	税務課、収納課、市民課、隼人市民福祉課、各総合支所の地域振興課及び市民生活課、市民サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	納税義務者の収納状況(調定額、収入額、収入日、過誤納金の還付等)を管理する。 (口座情報管理) 納税義務者の口座情報を管理する (証明書発行) 納税義務者の納税証明書等の証明書発行を行う。 (滞納管理) 滞納者の滞納状況(滞納額、折衝内容、猶予・処分状況、時効等)を管理する。 滞納者へ督促状・催告書を送付する。 滞納者へ滞納処分(帳票の作成・送付及び記録)を行う。 滞納者の所得情報やその他資産情報を正確に把握し納税折衝及び滞納処分に活用する。	
	情報の突合	納税義務者を特定するために、情報提供ネットワークや庁内他部署から入手した情報と課税ファイルにある情報との同一性を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	納税お知らせセンター管理運営業務	
①委託内容	電話等による納付推奨の業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイティフォー・ベックス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	滞納整理システム運用保守業務	
①委託内容	滞納整理システム運用及び保守の業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	西鉄情報システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	Acrocity総合収納管理システム及びAcrocity総合滞納管理システム運用委託	
①委託内容	システムの運用及び保守の業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 行っていない
----------	--

移転先2～5

移転先6～10

移転先11～15

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

(霧島市における措置)

データ媒体の保管は、入退室が制限されるデータセンター、情報政策課内マシン室内及び税務課執務室内のサーバーに保管し、ID及びパスワードがなければアクセスできないようにする。紙媒体の保管は、鍵付の執務室内の文書棚に保管し、保存開始から2年を経過したものは、施錠可能な集中書庫に保管する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
Acrocity固定資産税□ Acrocity軽自動車税□ Acrocity個人住民税 税務LAN□ Acrocity総合収納管理□ Acrocity総合滞納管理 Levy2□	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口において、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 本人からの税に関する申請を受ける際には、本人確認を厳格に行い、本人以外から情報を誤って収集しないように努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システム上の仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、当該利用が可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	認証された業務外の利用や複製の持ち出し等をしないよう、企画部情報政策課が実施する「情報セキュリティ研修」など年1回以上取扱いに関する研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセス権限のない職員等が担当職員の離席時に閲覧するようなことがないよう、操作が一定時間行われない場合におけるスクリーンセーバーの起動等を徹底させる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	霧島市個人情報の安全管理措置に関する規程第38条及び別記2の規定により、特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託しようとするときは、特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守に必要な事項を契約書に明記することとしている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	番号法第10条第1項及び霧島市個人情報の安全管理措置に関する規程第38条第1項第2号の規定により、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした書面を提出させ、許諾の可否を判断することとしている。許諾後においては、同規程第39条の規定により、委託先において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて作業の管理及び実施体制や個人情報の管理の状況について報告させ、確認を行い、また必要に応じて実地検査を行うこととしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報の移転については、データの利用目的及び法的根拠等を明記した書面により、所属長（個人情報保護管理者）の承認を経るものとしており、承認した課等に限ってデータの移転をしている。提供については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。	
その他の措置の内容	情報提供ネットワーク以外による提供及び移転の記録も情報提供ネットワークと同様に記録を7年保存する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	

<p>その他の措置の内容</p>	<p><物理的安全措置></p> <p>I 霧島市における措置 ①サーバー機器及び記録媒体等は、施錠可能なサーバー室で管理し、関係者以外のサーバー室への入室を制限している。 ②申請書等の帳票類は、施錠可能なキャビネット等で保管する。また、保存期間を終了した帳票類は、シュレッダーによる裁断又は焼却場へ持ち込んで廃棄処分する。</p> <p>II 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所は、データセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><技術的安全措置></p> <p>I 霧島市における措置 ①特定個人情報が記録されるサーバー等を接続するネットワークは、インターネットと接続するネットワークと物理的に分離している。 ②ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、定期的にウイルスパターンを更新している。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>II 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p></p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	特に厳格な管理が求められる保有特定個人情報等についての理解を深め、特定個人情報保護制度の適正な運用を図るため、個人情報の主管課たる総務部総務課が、特定個人情報等を取り扱う課等における個人情報保護事務担当者を対象に、「特定個人情報保護制度研修」を毎年度実施しており、研修を受けた当該事務担当者は、課員に対し、伝達研修を実施している。また、同課は、毎年度、保有特定個人情報を取り扱う課等における個人情報保護管理者（課長級）を対象に、「特定個人情報保護制度に係る個人情報保護管理者研修」を実施している。併せて、企画部情報政策課が、毎年度、霧島市情報セキュリティポリシーの内容に関し、「情報セキュリティ研修」を行っている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	Acrocity固定資産税、Acrocity軽自動車税、Acrocity個人住民税、税務LAN口 →税務課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111) Acrocity総合収納管理、Acrocity総合滞納管理□Levy2 →収納課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111)
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条に基づき、行政機関の長に請求する。
③法令による特別の手続	(訂正請求)個人情報の保護に関する法律第91条及び霧島市長における霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第17条に基づき請求され、同規則第18条により訂正した旨を書面で通知する。 (利用停止請求)個人情報の保護に関する法律第99条及び霧島市長における霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第23条に基づき請求され、同規則第24条により利用停止した旨を書面で通知する。
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	Acrocity固定資産税、Acrocity軽自動車税、Acrocity個人住民税、税務LAN口 →税務課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111) Acrocity総合収納管理、Acrocity総合滞納管理、Levy2滞納管理システム →収納課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111)
②対応方法	霧島市個人情報の安全管理措置に関する規程及び霧島市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、保有特定個人情報を適切に取り扱う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p>	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、20、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p>	事後	(R1.9.30改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
令和2年3月31日	V-1-① 実施日	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年3月31日	表紙 特記事項	申告及び申請で取得した特定個人情報については、施錠できるキャビネットで保管し盗難や紛失の防止に努めるとともに不要な文書についてはシュレッダーによる裁断を行う。また、特定個人情報を含む事務の一部を外部委託していることから、特定個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結し情報漏えいを防止する。	取得した特定個人情報については、施錠できるキャビネットで保管し盗難や紛失の防止に努めるとともに不要な文書についてはシュレッダーによる裁断を行う。また、特定個人情報を含む事務の一部を外部委託していることから、特定個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結し情報漏えいの防止に努める。	事後	評価の再実施

<p>令和3年3月31日</p>		<p>【固定資産税及び都市計画税賦課事務】 毎年1月1日現在で霧島市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対し、その資産価値に応じた固定資産税及び都市計画税を賦課する。 ①資産の取得、所有権移転、売買等による登記簿の異動入力 ②土地の現況調査、家屋評価調査、償却資産実地調査 ③前年中に取得・減少した償却資産の申告受付 ④土地・家屋・償却の異動データを入力 ⑤土地・家屋・償却の課税標準額を算出後、名寄せ処理、課税計算処理を行い課税台帳を作成 ⑥課税台帳を納税義務者に縦覧 ⑦納税通知 ⑧市外の納税義務者の居所確認 ⑨税証明の発行 ⑩固定資産税の減免 ⑪相続人代表者指定申告の受付 ⑫納税管理人指定申告の受付</p> <p>【軽自動車税賦課事務】 毎年4月1日現在で霧島市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している人に対して、軽自動車税を賦課する。また、身体障害者、福祉車両等は、申請により課税を免除する。 ①車両の新規登録、廃車等の異動登録 ②4月1日時点の所有車へ納税通知 ③軽自動車税の身障者課税免除、減免 ④不明車両の現地調査 ⑤市外の納税義務者の居所確認 ⑥税証明の発行 ⑦相続人代表者指定申告の受付 ⑧納税管理人指定申告の受付</p>	<p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。</p> <p>具体的には、地方税法等で定める以下の事務手続、及び情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務・情報提供事務</p> <p>【個人住民税課税事務】 確定申告書の作成補助(施行規則第2条の3) 市県民税申告の提出(施行規則第5号の4様式) 給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書の提出(施行規則第5号の5様式) 寄付金控除申告書の提出(施行規則第5号の5の2、3様式)</p>	<p>事後</p>	
------------------	--	--	--	-----------	--

<p>令和3年3月31日</p>		<p>【個人住民税課税事務】 毎年1月1日現在で霧島市に住所があり、前年に一定以上の所得があった人に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、県民税を個人市民税と併せて同時に計算・課税する。</p> <p>①1月1日時点の住民を申告資料に登録 ②前年所得の申告受付 ③申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等から税額を計算 ④前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤納税通知 ⑥転出した納税義務者の居所調査 ⑦税証明の発行 ⑧個人住民税の障害者控除の適用 ⑨個人住民税の減免 ⑩個人住民税の課税（家屋敷課税） ⑪個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ⑫相続人代表者指定申告の受付</p>	<p>給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書の提出(施行規則第5号の6様式) 配偶者控除・扶養控除申請書の提出(施行規則第5号の7様式) 退職所得等の分離課税に係る納入申告書の提出(施行規則第5号の8様式) 住登外課税者を課税した場合の通知 給与支払報告書の提出(施行規則第17号様式) 給与所得者異動届出書の提出(施行規則第18号様式) 公的年金等支払報告書の提出(施行規則第17号の2様式) 年金保険者による市町村長に対する通知(施行規則第9条の26) 居住用財産の譲渡損失の金額の損益通算の特例の適用を受けた者の義務的修正申告等(施行規則附則第2条第2項) 居住用財産の譲渡損失の損益通算後の譲渡損失の金額の繰越控除の特例(施行規則附則第2条第3項) 住宅借入金特別税額控除申告書の提出(施行規則第55号の3、4様式) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出(施行規則附則第2条の5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(施行規則附則第13条の3) 年金所得に係る特別徴収税額の通知(施行規則第9条の25)</p>	<p>事後</p>	
------------------	--	--	--	-----------	--

令和3年3月31日		<p>【収納及び滞納整理事務】 地方税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税等への充当を行う。市民からの申請により納税証明書を発行する。納期限までに納付・納入していない者に対して、督促状を送付し、必要に応じて、地方税法等に基づく滞納処分等を行う。</p> <p>①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ、還付又は充当処理 ③納税証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当</p>	<p>【軽自動車税(種別割)賦課事務】 軽自動車税(種別割)の課税免除及び減免</p> <p>【市町村たばこ税賦課事務】 市町村たばこ税に係る申告書等の提出(施行規則第16号の5様式ほか)</p> <p>【入湯税税賦課事務】 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告(条例149条)</p> <p>【固定資産税及び都市計画税賦課事務】 区分所有家屋の補正の申し出(条例第63条の2) 区分所有家屋の土地の税額の按分の申出(条例第63条の3) 固定資産税の減免(条例第71条) 住宅用地の申告(条例第74条) 被災住宅用地の申告(条例第74条の2) 償却資産に関する申告(施行規則第26号様式) 新築住宅等に対する固定資産税の減額申告(条例附則第10条の3) 東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税等の特例に係る書類の提出(条例附則第22条) 大規模償却資産に係る市町村長と都道府県知事との連絡(施行規則第23号様式)</p>	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム3 ③他のシステムとの接続	その他 (Acrocity国民健康保険(給付)、Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity介護保険、WEL+福祉生活保護、Acrocity後期高齢者医療)	その他 (庁内基幹系システム)	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム4 ③他のシステムとの接続	宛名システム等、税務システム		事後	
令和3年3月31日	Iーシステム5 ③他のシステムとの接続	その他 (Acrocity国民健康保険(給付)、Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity介護保険、WEL+福祉生活保護、Acrocity後期高齢者医療)	その他 (庁内基幹系システム)	事後	

令和3年3月31日	Iーシステム6 ③他のシステムとの接続	その他 (Acrocity国民健康保険(給付)、Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity介護保険、WEL+福祉生活保護、Acrocity後期高齢者医療)	その他 (庁内基幹系システム)	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム7		削除	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム8 ③他のシステムとの接続	その他 (Acrocity国民健康保険(給付)、Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity介護保険、Acrocity後期高齢者医療)	その他 (庁内基幹系システム)	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム9 ③他のシステムとの接続	その他 (Acrocity国民健康保険(給付)、Acrocity国民健康保険(資格)、Acrocity介護保険、Acrocity後期高齢者医療)	その他 (庁内基幹系システム)	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム10		削除	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム11		削除	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム12		削除	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム13		削除	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム14		削除	事後	
令和3年3月31日	Iーシステム16 ③他のシステムとの接続	その他 (専用回線)	その他 ()	事後	
令和3年3月31日	Iー3 特定個人情報ファイル名	1. 固定資産税課税台帳 2. 軽自動車税課税台帳 3. 個人住民税台帳 4. 収納管理・滞納整理	Acrocity固定資産税 <input type="checkbox"/> Acrocity軽自動車税 <input type="checkbox"/> Acrocity個人住民税 税務LAN <input type="checkbox"/> Acrocity総合収納管理 <input type="checkbox"/>	事後	

令和3年3月31日	I-4 個人番号の利用	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>【各手続の根拠】 地方税法第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第367条、第454条、第717条 地方税法施行令第47条の3</p>	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>	事後	
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名	1. 固定資産税課税台帳	Acrocity固定資産税	事後	
令和3年3月31日	4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	2 家屋評価システム運用委託	削除	事後	
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名	2. 軽自動車税課税台帳	Acrocity軽自動車税	事後	
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名	3. 個人住民税台帳	Acrocity個人住民税	事後	
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名	4. 収納管理・滞納整理	Acrocity総合収納管理□ Acrocity総合滞納管理□	事後	
令和3年3月31日	III-1	1. 固定資産税課税台帳 2. 軽自動車税課税台帳 3. 個人住民税台帳 4. 収納管理・滞納整理	Acrocity固定資産税□ Acrocity軽自動車税□ Acrocity個人住民税 税務LAN□ Acrocity総合収納管理□ Acrocity総合滞納管理□	事後	
令和3年3月31日	IV-1-①請求先	固定資産税課税台帳、軽自動車税課税台帳、個人住民税台帳 →税務課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111) 納税記録→収納課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111)	Acrocity固定資産税、Acrocity軽自動車税、Acrocity個人住民税、税務LAN□ →税務課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111) Acrocity総合収納管理、Acrocity総合滞納管理□ →収納課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111)	事後	

令和3年3月31日	IV-2-①問い合わせ先	<p>固定資産税課税台帳、軽自動車税課税台帳、個人住民税台帳 →税務課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111) 納税記録→収納課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111)</p>	<p>Acrocity固定資産税、Acrocity軽自動車税、Acrocity個人住民税、税務LAN□ →税務課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111) Acrocity総合収納管理、Acrocity総合滞納管理□ →収納課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111)</p>	事後	
令和3年8月3日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p>	<p>【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p>	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更

令和4年3月1日	I-5-②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提 供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定 個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7 条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、 20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、 24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27 条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33 条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40 条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、 45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53 条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の 3)</p>	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提 供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定 個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、108、113、 114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7 条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、 20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、 24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27 条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33 条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条 の2、40条、43条、43条の3、43条の3の2、43条 の4、44条、44条の3、45条、47条、49条、49条 の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59 条の2、59条の2の2、59条の2の3、59条の3)</p>	事後	
令和4年3月1日	II(個人住民税)-4-委託事項 3(課税資料のデータバンチ等 業務委託)	④再委託の有無 再委託しない	④再委託の有無 再委託する	事後	
令和4年3月1日	II(個人住民税)-5-提供先1 ①法令上の根拠②提供先 における用途③提供する情報⑤ 提供する情報の対象となる本 人の範囲	番号法第19条	番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月1日	II(個人住民税)-5-提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項	番号法第19条第1号	事後	
令和4年3月1日	II(個人住民税)-5-提供先2 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴 収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査 を含む。)に関する事務であって主務省令で定 めるもの	給与所得等に係る個人住民税特別徴収税額を 給与支払者(特別徴収義務者)が把握するもの	事後	

令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先2 ③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	給与特別徴収税額情報、個人番号、氏名、住所	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先2 ⑦時期・頻度		年1回(5月)、毎月1回(随時)	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項	番号法第19条第1号	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先3 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金特別徴収税額を把握するもの	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先3 ③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金特別徴収情報(税額・依頼情報・天引結果情報・中止情報)、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8項	番号法第19条第10号	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先4 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	適正な所得税を課税するため、配偶者控除・扶養控除の否認に係る情報その他国税に関し参考となるべき情報を把握するもの	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先4 ③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-提供先5 ~7	-	(削る)	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ(個人住民税)-5-移転先1	番号法第9条又は別表第1又は番号法第9条に基づいて制定する条例に掲げるもの(別紙2参照)	別紙2のとおり	事後	

令和4年3月1日	Ⅱ（個人住民税）-5-移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条別表第1番号法第9条又は別表第1又は番号法第9条に基づいて制定する条例	別紙2のとおり	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ（個人住民税）-5-移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条又は別表第1又は番号法第9条に基づいて制定する条例に定める各事務	別紙2のとおり	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ（個人住民税）-5-移転先1 ③移転する情報	番号法第9条又は別表第1又は番号法第9条に基づいて制定する条例に定める情報	地方税関係情報	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-3-リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。	番号法第9条別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システム上の仕組みとして担保する。	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-3-具体的な管理方法	個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、当該利用が可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-3-その他の措置の内容	担当職員が席を離れる際には短時間であってもスクリーンセーバーにより、アクセス権限のない職員が画面を覗き込むことで個人情報を閲覧することができないように取り組む。	認証された業務外の利用や複製の持ち出し等をしないよう、企画部情報政策課が実施する「情報セキュリティ研修」など年1回以上取扱いに関する研修を実施する。	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	アクセス権限のない職員等が担当職員の離籍時に閲覧するようなことがないよう、操作が一定時間行われない場合におけるスクリーンセーバーの起動等を徹底させる。	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-4-委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容	委託契約に基づく取引について、番号法を遵守し、特定個人情報を適正に取り扱う。	個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを踏まえて制定した霧島市個人情報管理規程第21条及び別記により、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託しようとするときは、特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守など必要な事項を契約書に明記することとしている。	事後	

令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-4-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-4-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保-具体的な方法	-	番号法第10条第1項及び霧島市個人情報管理規程(平成28年霧島市訓令第10号)第21条第6項の規定により、再委託先が講じている特定個人情報の取扱いに関する保護措置等について確認する「特定個人情報の取扱いに関する保護措置等に係る調査様式」(「特定個人情報に関する保護措置等について」)を委託先を通じて提出させ、当該内容を確認した上で再委託に係る許諾の可否を判断している。	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報保護委員会事務局が示した「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」を参考に、委託契約を見直した。今後も引き続き必要かつ適切な監督を実施していく。	(削る)	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-5-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を制定し、提供又は移転できる情報を定めている。年1回の特定個人情報保護評価を見直す際に、不正な提供または移転が行われていないか、点検をする。	個人住民税に関する情報の移転については、事前に書面により申請の上、所属長(個人情報保護管理者)の承認を経るものとしており、データ移転先に対して課税データ利用申請を求め、データの利用目的及び法的根拠等から可否判断を行い、データ利用を承認した課等に限定してデータの移転をしている。提供については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。	事後	
令和4年3月1日	Ⅲリスク対策-9. 従業員に対する教育・啓発	情報政策課が、セキュリティポリシーを策定し、適切な情報管理に努めるように、研修を実施している。 他団体又は民間企業における漏えい事件が生じた場合に、職員に注意喚起を行うことで、意識啓発に取り組んでいる。	特に厳格な管理が求められる保有特定個人情報等についての理解を深め、特定個人情報保護制度の適正な運用を図るため、個人情報の主管課たる総務部総務課が、特定個人情報等を取り扱う課等における個人情報保護事務担当者を対象に、「特定個人情報保護制度研修」を毎年度実施しており、研修を受けた当該事務担当者は、課員に対し、伝達研修を実施している。また、同課は、毎年度、保有特定個人情報を取り扱う課等における個人情報保護管理者(課長級)を対象に、「特定個人情報保護制度に係る個人情報保護管理者研修」を実施している。併せて、企画部情報政策課が、毎年度、霧島市情報セキュリティポリシーの内容に関し、「情報セキュリティ研修」を行っている。	事後	

令和5年3月1日	I-5-②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提 供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定 個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、108、113、 114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7 条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、 20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、 24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27 条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33 条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条 の2、40条、43条、43条の3、43条の3の2、43条 の4、44条、44条の3、45条、47条、49条、49条 の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59 条の2、59条の2の2、59条の2の3、59条の3)</p>	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提 供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定 個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、 42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7 条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、 20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、 24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27 条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、 33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39 条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、 44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、 53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条 の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4)</p>	事後	
令和5年3月1日	II(軽自動車税)-2-③対象と なる本人の範囲	軽自動車等を有する納税義務者、軽自動車等 を有する者の納税管理人または相続人	軽自動車等を有する納税義務者、軽自動車等 を有する者の相続人	事後	

令和6年3月1日	I-1-② 事務の内容	<p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>霧島市は、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。</p>	<p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</p> <p>霧島市は、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。</p>	事前	特定個人情報を直接使用する内容に修正
----------	-------------	---	---	----	--------------------

令和6年3月1日	I-5-② 法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、30、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4)</p>	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、30、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4)</p>	事前	特定個人情報を直接使用する内容に修正
令和6年3月1日	I-7 他の評価実施機関		なし	事後	漏れ
令和6年3月1日	II-4-委託事項1-③	株式会社エヌティティマーケティングアクト	株式会社アイティフォー	事後	
令和6年3月1日	III-4 規定の内容	個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを踏まえて制定した霧島市個人情報管理規程第21条及び別記により、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託しようとするときは、特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守に必要事項を契約書に明記することとしている。	霧島市個人情報の安全管理設置に関する規程第38条及び別記2の規定により、特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託しようとするときは、特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守に必要な事項を契約書に明記することとしている。	事後	規程の改廃による

令和6年3月1日	Ⅲ-4 具体的な方法	<p>番号法第10条第1項及び霧島市個人情報管理規程(平成28年霧島市訓令第10号)第21条第6項の規定により、再委託先が講じている特定個人情報の取扱いに関する保護措置等について確認する「特定個人情報の取扱いに関する保護措置等に係る調査様式」(「特定個人情報に関する保護措置等について」)を委託先を通じて提出させ、当該内容を確認した上で再委託に係る許諾の可否を判断している。</p>	<p>番号法第10条第1項及び霧島市個人情報の安全管理措置に関する規程第38条第1項第2号の規定により、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした書面を提出させ、許諾の可否を判断することとしている。許諾後においては、同規程第39条の規定により、委託先において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて作業の管理及び実施体制や個人情報の管理の状況について報告させ、確認を行い、また必要に応じて実地検査を行うこととしている。</p>	事後	規程の改廃による
令和6年3月1日	Ⅲ-5 ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>個人住民税に関する情報の移転については、事前に書面により申請の上、所属長(個人情報保護管理者)の承認を経るものとしており、データ移転先に対して課税データ利用申請を求め、データの利用目的及び法的根拠等から可否判断を行い、データ利用を承認した課等に限ってデータの移転をしている。提供については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。</p>	<p>情報の移転については、データの利用目的及び法的根拠等を明記した書面により、所属長(個人情報保護管理者)の承認を経るものとしており、承認した課等に限ってデータの移転をしている。提供については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。</p>	事後	
令和6年3月1日	Ⅳ-1-② 請求方法	<p>霧島市個人情報保護条例に基づき、特定個人情報を保有する上記担当課に請求する。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第76条に基づき、行政機関の長に請求する。</p>	事後	

令和6年3月1日	IV-1-③ 法令による特別の 手続	(訂正請求)霧島市個人情報保護条例第30条に基づき請求され、同条例第33条により訂正した旨を書面で通知する。(利用停止請求)霧島市個人情報保護条例第38条に基づき請求され、同条例第41条により訂正した旨を書面で通知する。	(訂正請求)個人情報の保護に関する法律第91条及び霧島市長における霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第17条に基づき請求され、同規則第18条により訂正した旨を書面で通知する。 (利用停止請求)個人情報の保護に関する法律第99条及び霧島市長における霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第23条に基づき請求され、同規則第24条により利用停止した旨を書面で通知する。	事後	
令和6年3月1日	IV-1-④ 個人情報ファイル簿 への不記載等	(訂正請求)霧島市個人情報保護条例第30条に基づき請求され、同条例第33条により追加訂正した旨を書面で通知する。			
令和6年3月1日	IV-2-② 対応方法	霧島市個人情報保護条例、霧島市個人情報保護条例施行規則、霧島市個人情報管理規程及び霧島市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、保有特定個人情報を適切に取り扱う。	霧島市個人情報の安全管理措置に関する規程及び霧島市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、保有特定個人情報を適切に取り扱う。	事後	